上代文学に於ける社會性

津田左右吉

岩波講座 日本文學

上代文學に於ける社會性

津田左右吉

岩波書店

上代文學に於ける社會性

津田左右吉

目次

一　緒　言

余に與へられた課題は「上代文學に於ける社會性」といふのであるが、それが「日本文學講座」の一題目とせられたのは、眼下の思潮から推測すると、所謂社會性をむしろ階級性ともいふべきものとしてのことでは無いかと思はれる。かういふ意義での社會性を上代文學に於いて看取しようとするのも、一つのしごとに違ひないが、それについて注意すべきは、階級性が果して認め得られるかどうか、又た認め得られるにしても其の階級性が如何なるものであるか、其のことが問題として取扱はれねばならぬといふことである。初から或るものを認めようとして、又たそれが認め得られることを豫想して、かゝるべきでは無いといふことである。我が認めんと欲するところを知らず識らず對象の上に反映させ、かくしてみづから造り出した幻影を、錯り認めて對象そのものに存在するものとする虞があるからである。次には、かういふことを考へるには、上代の社會組織を明かにしてかゝるのが順序であるけれども、それがまだ十分明かになつてゐないといふことである。けれども、一方からいふと、文學の社會性を考へることが社會組織を知る一つの方法であると見ることもできよう。上代の社會を知るべき資料としては、先づ何人も記紀を擧げるであらうが、古事記も書紀の上代の部分も、歷史的事件の記錄では無くして一種の文學であるから、それは實は文學によつて社會を知らうとするものである。だから、ともかくも、如何なることが知り得られるかを文學そのものについて考へることは、許されねばなるまい。たゞ、それにしても、知られてゐるだけの點について上代の社會組織を一應辨へて置くことが便利であるから、こゝでは、第一にそれを略說し、次に上代文學がさういふ社會に於ける如何なる階

級の所產であるかを見、さうして最後に其の文學に於いて何ごとが看取し得られるかを考へることにしようと思ふ。

なほ本文に入る前に、上代とは何時までをいふのか、上代文學とは何を指すのか、それを先づ定めて置かねばならぬ。政治史の上では大化の改新以前が普通に上代といはれてゐるやうであるが、文學史の上では、單純には此の區劃に從ひかねる。文學的作品の最も古いものを含んでゐる現在の文獻は、記紀によつて傳へられてゐる舊辭であつて、其の最初の述作は、勿論、大化以前であり、余の見解では六世紀の初期であらうと思はれるが、此の講座の「日本書紀」に於いて述べた如く、それは種々の異本となつて後に傳へられたものであり、さうしてさういふ異本の生じたのは、長い間に種々の人によつて種々に改修せられ潤色せられたためであるから、古事記にまとめられてゐる本は、天武朝までの改竄を經たものであることを否むわけにはゆかず、又た書紀の本文の資料となつたものはいふまでも無く、斷片的に此の書に引用してある種々の異本のうちにも、書紀編述の時までの間に潤色せられたものがあると見なければならぬ。さすれば、今日に知られてゐる舊辭は、どの本も、大化改新の前後に跨がつた長年月の間に漸次形成せられたものである。次に文學として最も重きをなすべきものは、萬葉に編纂せられてゐる多くの歌であつて、これは量からいふと大化以後の作が其の大部分を占めてゐるが、其の前のも幾らかはあるらしく、從つて歌としての形の整つたのは、恰も大化を中にして其の前後にわたる一時期に於いてであつたらうと思はれる。一種の宗教文學である祝詞とても、其のうちの最も重要なる幾篇かには、改新に近い前もしくはそれから遠からぬ後に書かれた部分があるであらうと、余は推測してゐる。さうして、これらが現存する最古の文學もしくはそれを含有するものであり、後の文學の淵源をなしてゐるものである。だから、文學史上の上代は、これらのもの〻始めて作られた時から大化改新後の或る時期まで、年代的にいふとほゞ六世紀と七世紀とを含むもの、とするのが穩當であり、さうしてそれは、上代文學

の一般的稱呼として記紀萬葉の語を用ゐる普通の習慣とも、甚しき逕庭の無いことである。（萬葉は、無論、八世紀の作を多く含んでゐるが。）文學史に於ける時代の區分の如きは、畢竟、便宜的のものであり、或る年月や事件によつて區劃せらるべきもので無いことも明かであるから、くだ〳〵しくいふにも及ばないやうであるが、文學の社會的意義を考へるには、それに特殊の重要性があるから、これだけの言を費したのである。

上代の範圍をかう決めると、其の時代の文學の何であるかは、改めていふまでも無い。が記紀については特に一言して置く必要がある。古事記と日本書紀とをそれ〴〵一つのまとまつたものとして見ることもできるが、さう見る場合には、それは古事記の形をなした時代、書紀の編述せられた時代の思想を表現するものとして、考へなくてはならぬ。「日本書紀」に於いて余の取つた態度は卽ちそれである。けれどもこゝでは、古事記でも書紀でも、それらをまとまつた一つのものとして見ず、其の內容をなす種々の物語をそれらの一々の物語として取扱ふ必要があるので、さうすることによつて、一々の物語がそれらの書かれもしくは作られた時代のものとして考へられるのである。さて、記紀の內容に於いて特に文學として取扱はるべきものは、主として上に述べた舊辭から出てゐる部分であつて、それが今日に傳へられてゐる最古の物語を含んでゐるのであるが、其のうちで最も重要なものは普通に神代史と稱せられる長篇であり、その外に神武朝以後の御歷代にかけて記されてゐる種々の物語があることは、いふまでも無い。さうしてそれらは何れも、はじめて舊辭の述作せられた時から後、長い年月の間に幾度も改修せられたものであるが、此の改修は神代史に於いて最も繁く行はれたやうである。書紀には、なほ書紀の編者が新に取入れ又は造作した物語がある。又たこれらの物語には多く歌謠が用ゐてあるので、其のうちには今日に傳へられてゐる最古の歌謠があるはずであるが、物語の改修と共に改修せられ又は新に加へられたものも、少なくないに違ひない。

上代文學の範圍をかう決めて置くことには、別に消極的の意味もある。世間には、上代といふ語を、漠然、原始時代といふやうな意義に解し、上代文學といへば原始形態に於いての文學を指してゐるものゝやうに思ふ傾向があるらしく見える。さういふ意義での上代や上代文學は、單なる假説もしくは臆説として人の思慮に上り得るではあらうが、歴史的事實として知り得られるものでは無い。余の取扱はうと思ふ上代は、どこまでも歴史時代としての上代であり、余のいふ上代文學は、文學の形に於いて現に遺存するものを指すのである。だから、其の上代の社會も上代文學も、既に或る程度の發達を遂げた後のものであることを、忘れてはならぬ。原始時代や原始形態に於ける文學を、或る假説もしくは臆説にもとづいて想定し、それについて考説を試るのでは無い。文學の社會性を考へるには、特に此の點を明かにして置かねばならぬが、それが上に述べたところによつておのづから知り得られたはずである。

二　上代の社會（注一）

上に述べた如く、上代の社會組織は今日なほ明かに知られてゐない。それを明かにするだけの材料が無いからである。が、全く知り得られないでは無く、幾らかは記紀の記載と後の記錄とによつてそれを推測することができる。ただ記紀の記載は、其の最も古い資料たる舊辭の最初の述作が六世紀に入つてから後であらうと思はれるから、それより前のことについては六世紀もしくはそれより後の狀態によつて間接に推測せられるのみである。

それで、余の見解によれば、大化改新以前に於ける一般民衆が村落的集團によつて生活してゐたことは、後の狀態と大差が無い。此の村落の世襲的首長がオミ（臣）（注二）とかキミ（君、公）とかイナキ（稻置、稻寸）とか稱せられたものであり、アタヘ（直、費）、オヒト（首）などと呼ばれたところもあつたらうと思はれるが、それは又た、概してい

ふと其の配下の村落の田の所有者、即ち地主、であつたのでは無いかと、余は考へる。いひかへると、地方的豪族、それはまた多分大地主ともいふべきもの、が上記の種々の稱號を有し、地方的君主として其の村落の民衆に臨んでゐたのである。但し、其の村落に大小幾多の差等があり、又た豪族が必しも一村落の首長たるに限らなかつたことは、おのづから想像せられる。クニノキミ(注三)(國造)とかアガタヌシ(縣主)とかは、かういふ豪族のうちの大なるものであつて、國もしくは縣の範圍はほゞ大化以後の郡ほどであるのが普通であつたらしいから、それらは幾つもの村落を含んでゐたのであらう。此の國造縣主などは直接に朝廷の管治をうけてゐたものであり、朝廷の所在地に近いところ、即ち大和附近の豪族は、比較的小いものでも、それと同じ關係を有つてゐたやうに思はれるが、然らざるものは、直接には朝廷のトモノキミ(作造)に隸屬し、其の配下の村落が作造の所領となつてゐる場合が、少なくなかつたらしい。朝廷には種々の職務があり、それを分掌する官司が、其の職務によつて、それ〴〵トモ(作)または部と稱せられ、其のトモ又は部の世襲的首長が作造と總稱せられてゐたので、中臣連、大伴連、物部連、服部造などの家が即ちそれである。ところで、彼等は其の生活の經濟的基礎として各地方に土地民衆を領有してゐたので、その民も亦た彼等の部(部民の意)といはれてゐたが、それは概していふと、地方的豪族を首長とする村落的集團を本位としたもののやうである。其の他、皇族に屬する、又は蘇我氏の如く大和地方の豪族から起つて朝廷に權勢を得た貴族の占有に歸してゐた、民衆が各地方に散在してゐたのであるが、其の領有の狀態はほゞ作造のと同じであつたらしい。要するに、各國の民衆は、皇室の直轄民の外は、國造縣主の如き地方的豪族か、作造と稱せられた貴族か、または皇族及び權臣たる貴族かの領民であつたのであるが、皇族貴族の領民である場合にも、村落の世襲的首長たる豪族は領主と民衆との間に介在してゐたのである。朝廷の直轄民も、ほゞ皇族貴族の領民と同樣な狀態であつたと推測せられる。さ

うして、皇室の直轄民も貴族豪族の領民も、其の政治的社會的地位は全く同じであつて、たゞ領主を異にしてゐたのみである。さて、民衆は其の村落の首長たる地主に租税を納めてゐたのであるが、皇族貴族の領民であつた場合には、其の租税の大半は領主の有に歸したに違ひなく、從つて村落的首長の地位は、一面では領民の首領であると共に、他面では領主のための收税官の如き性質を有つてゐたのであらう。かゝる領主は、政治的には治者階級を形成するものであるから、地方の豪族は、被治者階級たる民衆の地方的首領であると共に、治者階級に隸屬して民衆を管治するものでもあるので、國造縣主の如き、其の配下の民衆が貴族の領有となつてゐない地方的君主も、全體から見ると、やはり同じやうな地位にあつたものと解せられる。

ところで、伴造の領民は、例へば中臣氏のが中臣部といはれ大伴氏のが大伴部といはれた如く、領主たる伴造の家の名によつて某部と稱せられ（物部忌部の如く主家の名に部の字のあるものは、更に部の字を加へない）、又た名代の部及び壬生部（これらの部は部民の意）と稱せられた皇族の領民も、また其の部の名によつて呼ばれたが、個人のためにはそれがおのづから氏の名のやうになつた。其の他の領主の場合でも、多分、同じ習慣であつたらう。さうして、皇族貴族の領民である場合に、村落の首長の地位にあるものは、首長としての稱號、卽ちキミ、オヒトなどの類、を部の名に添へて呼ばれたのであらう。血統關係を示す氏の名といふものが無く、所領關係を示す部の名が氏の名の如くに用ゐられてゐたこと、從つて同一血統に屬するものでも領主が違へば其の名が違つてゐたこと、後の戸籍にも家の本支または家と家との間の血統關係などが全く記されてゐないことは、上代の社會組織を考へるについて重要なる資料となるものである。貴族階級でも、朝廷に於ける職掌もしくは住地の名が氏の名のやうになつてゐるので、血統を同じくする多くの家に共通であり同一血統に屬することを示す氏の名といふものが無いことは、之と同じである。

朝廷に於けるトモ（部）、即ち伴造の配下にあつてそれ〴〵の職掌に從事するもの、もまた其の部の名を氏の名のやうに用ゐてゐたに違ひない。

以上の考說によつて民衆の生活は村落的集團と領主に對する關係との二つに依存してゐたことが知られたであらう。これが大化改新前に於ける所謂氏族制度時代の狀態であるので、氏族制度といふ稱呼の意義は、朝廷の貴族の地位や職掌も地方的豪族の地位も、從つて又た土地民衆の領有も、すべて世襲を原則とし家系によつて定められてゐたといふことである。一般民衆に於いては領主を示す部の名が氏の名のやうに用ゐられ、又た貴族豪族でも同じ部の名を負ふ家々が、外觀上、同じ氏であるやうに見え、さうして後になると、姓氏錄にある如く、それらの家々に於いて同じ祖先から出てゐるやうに家系を造つた場合が少なくないため、それらの部の名が文字のまゝの意義での「氏」の名である如く解せられ、從つて上代の社會組織が血統上の氏族關係を骨子とし氏族的集團を本位とするものであつたやうに考へられ、氏族制度といふ語をさういふ意義で用ゐることが、近ごろの慣例となつてゐるやうであるが、余から見れば、それは全然誤解であり誤謬である。氏族制度といふ語は、本來、大化改新後の官僚制度に對する政治上の制度を稱するものであることを考へねばならぬ。又たカバネといふ語に姓の字があてられた如く、姓とか氏とかいふ文字が必しも文字のまゝの意義で用ゐられたのでは無いことをも知らねばならぬ。家系は尊重せられたが、それは地位も職掌も世襲的であつたからである。子孫と祖先との縱の關係が重要であつたので、同族といふやうな橫の關係は、政治的には勿論のこと、社會的にも、さしたる意義の無いものであつた。記紀などに見えるやうに家々で系譜を作つたのも、それ〴〵の家で祖先を定めるためであつたので、幾つもの家の祖先が同じ名になつてゐる場合があつたとしても、それは偶然の事に過ぎない。（姓氏錄にあるやうな後世に造作せられた系譜では、上に記した如く、昔の部

の名によつて祖先を定めてある場合が多いが、これは系譜を作ることの要求せられるやうな家が多くなつてから後のことである。系譜の早くから作られてゐたのは、作造の家と大和地方の豪族とに過ぎなかつたであらう。古事記に記されてゐる遠隔の地の地方的豪族の祖先が定められたのも、古いことでは無く、大化以後であらうと考へられる。）

これまで説いたところは、記紀によつて知り得られる大化改新以前、即ち六世紀から七世紀の前半にかけて、の狀態であるが、それは一朝一夕に馴致せられたものでは無いに違ひないから、それより前の狀態もほゞ之によつて推測することができる。たゞ如何なる時代に於いても世の中は決して固定してゐるものでは無いから、上記の短い時代の間にも幾らかの變化はあつたはずであり、それは又た久しい前から徐々に變化して來たことの繼續であると見なければならぬ。それが如何に變化して來たかは、勿論、明かにわからぬが、地方に於ける貴族の領民は後になるほど增加して來たらしいので、それは即ち地方的豪族が後になるほど多く貴族の配下に隸屬するやうになつたことを示すものであり、又た貴族間の勢力の爭や其の盛衰につれて、古來の豪族の地位と權力とに種々の動搖が生じた事を推測せしめるものである。けれども、われ／＼の民族が一つの國家としてほゞ統一せられたであらうと思はれる四世紀(注四)から後は、六世紀のころと甚しき違ひは無かつたはずであり、さうして國家の統一は、畢竟、三世紀に於ける筑紫の狀態が記されてゐる魏志の倭人傳に見えるやうな、地方的小國家の君主が、種々の段階を經てではあらうが、漸次皇室の權力の下に包括せられるやうになつたことを意味するものであり、統一後の地方的君主は、概していふと、其の前からの地位を繼承したものと考へられるから、其の下に於ける民衆の生活は、可なり古い時代から上に述べたところと大差の無いものであつたらう。我々の民族が此の島に移住して來たのは何時のことかわからず、移住して來たことすらも古い昔に於いて既に全く忘れられてゐたほど、それは悠遠な太古の話であり、さうしてそれは、人種として我々の

民族に親近の關係のあるものがどこにも殘つてゐないことからも知られるのであるが、農耕を主なる生業としてゐたことは、來住前からの習慣に違ひなく、さうして長い年月の間に徐々に西の方から東の方へひろがつて行つて、其の土地々々に住所が定まり、山野も次第に開墾せられ、落ちついた氣分で生活のできるやうになつたのも、やはり古いことであつたらう。さうして、かゝる狀態が長く續いた後、遲くとも前一世紀の初には、筑紫人の手によつて漢の文化を幾らかづゝ受入れるやうになつた。其のころにはもはや、農業民族にふさはしい社會組織も成立ち、政治的統制も立つてゐたに違ひなく、文化の程度からいつても、決して原始的狀態であつたはずは無い。それから後、四世紀の初まで四百餘年の間、我々の民族はやはり筑紫人によつて斷えず漢の文化を攝受してゐたのであるが、其の間に社會組織も政治的統制も次第に鞏固になり、さうしてそれと共に、皇室による國家統一の事業が漸次進展して來たのである。此の點から見ても、上記の推測に大過の無いことが知られるであらう。ところが、舊辭の始めて述作せられたころには、それらのことは傳說などにも殘つてゐず、すべてが忘れはてられてゐたらしいので、政治的に最も重要である國家統一の經過すらも、舊辭は語つてゐず、それについては後の思想で構成した物語を傳へてゐるほどである。文學には可なり縁遠いかゝることをいふのは、此の講義にはふさはしくないやうであるが、世には記紀の記載によつて原始社會の狀態を想像し、或はむしろ記紀が原始社會の狀態を記載してゐるもののやうに見なし、そこから原始氏族制度とか原始共產社會とかいふ幻影を空裡に現出させようとする考へかたがあるらしく思はれるので、さういふ全てが何等の根據の無いものであることを示したいため、こゝに一言を費すのである。上代文學の社會性を考へるについては、これは決して無用の辯では無い。

然らば大化改新以後はどうか。改新は、上に述べたやうな意義での氏族制度を改めて、支那風の官僚制度、中央集

權制度とした政治上の制度の改革であつて、社會改革では無い。貴族や豪族が世襲的に地民を領有することをやめ、部の組織による官職の世襲制を廢したのであるが、彼等の社會的地位を動かさうとはしなかつたのみならず、朝廷に於いては、彼等に新しい位階を與へ彼等を新しい官職に任用し、それに伴ふ俸祿田戸を給與することによつて、彼等の舊來の地位と生活とを保持させようとしたのであつた。官職位階こそは世襲で無いが、貴族としての世襲的地位は依然として存續したのである。のみならず、後に定められた新官制に於いても、舊來の部が事實上繼承せられてゐるところが多く、もとの伴造の家が其の職務を世襲してゐる中臣氏や土師氏のやうなものさへもあつた。貴族の家々と改新前に於ける彼等の配下の部に屬してゐたもの又た彼等の部民の地方的首領であつたものとの關係すらも、或る程度に持續することが認められてゐたやうであつて、天智朝に氏上(ウヂノカミ)の制度を新に定めたのは、上に述べたやうな關係から同じ部の名を氏の名としてゐる多くの家々の間に何等かの連絡をつけ、それを氏上によつて統制させる主旨であり、舊主家が氏上、卽ち氏の長、となるのが標準狀態として考へられたらしい。又た地方では、國造縣主であり伴造などの部民の首領であつた豪族を郡司に任用することによつて、彼等の舊來の地位と生活とを保持させることに留意したのであつた。此の郡司が、一方では朝廷の官僚であると共に、他方では民衆の首領であるといふ特殊の地位を有つてゐることも、亦た改新以前と同じであつた。從來の豪族が依然たる豪族であり民衆の上に大なる勢力を有つてゐたことは、種々の點から推測せられる。民衆の生活とても、亦た改新前の狀態と大差が無く、新に行政區劃が定められても、それは從來、領主によつて區分せられてゐたものが整理せられ組みかへられたに過ぎないので、民衆はこれまで別々の領主に屬してゐた代りに、一樣に國家に屬することになつたのみである。村落の區域は幾らか改められたであらうが、實際の生活に關する限り、事實上の村落的集團は急激には變化しなかつたらう。班田制は民衆の生活に或る

變動を與へたものではあるが、從來とても民業の多數は、其の耕作する田が自己の所有では無かつたやうに思はれるから、これも亦た、概していふと、地主が豪族から國家に變つたまでであり、たゞ一定の規定により一定期間一定の田を給せられるところに特異な點があるのみである。政治上の制度の變革が社會的にも種々の變化を誘致するやうにはなつたに違ひないが、改新そのことは、本來、社會改革では無かつた。民業の身分、其の政治的社會的地位は、改新によつて何等の變化も蒙らなかつたのである。これまで奴隸もしくは農奴の如きものであつた一般民業が、大化の改新によつて解放せられ、始めて自由民となつた、といふやうな見解がもしあるならば、それも亦た根據の無いことであると、余は考へる。

奴隸といふ文字を用ゐたちなみに、そのことについても一言して置かう。奴婢の文字があてられたヤツコといふものが上代にあつたことは事實であつて、彼等は、其の子孫が同じく奴婢として同じ主家に使役せられる運命を有つてゐたと共に、又た物品と同じく賣買も贈遺もせられたやうであり、さうして貴族豪族が多數のヤツコを有つてゐたことから考へると、全體としての彼等の數も少なくはなかつたであらう。けれども、彼等は特殊の階級を形づくつてゐたとは思はれぬ、後世の賤民の如きものでも無かつた。大化以後の事例を見ると、彼等は主家の意向によつて何時でも奴婢の身分から脱することができたのであり、又た法令の上でも彼等を解放すべき種々の場合が規定せられてゐるが、これは大化以前からの習慣に從つたものであらう。又た大化元年に、多分新に戸籍を作るための必要からであらう、奴婢と然らざるものとの嫁娶によつて生れた子の所屬が定められたが、さういふ嫁娶が多く行はれ又た其の間に生れた子の所屬が一定してゐなかつたとすれば、奴婢は特殊の賤民として一般に考へられてゐたものではなかつたに違ひない。要するに、それは主家に使役せられてゐるから奴婢であるので、奴婢といふ特殊の階級があつてそれに屬

すものを所謂良民が使役したのでは無いのである。ヤツコが「家つ子」の義ならば、それは家々に於いて使役するものゝ稱呼であるはずであり、それには又た一種親昵の意も含まれてゐることを考へねばならぬ。良賤の區別も其の名稱も、唐のを學んだものであつて、本來さういふ稱呼上の區別が我が國にあつたのでは無い。それに當る國語が無いことによつても、このことは明かであらう。法令の上に家人といふ稱呼が見えてゐて、普通の奴婢よりも厚遇せられ、主家に使役せられながら半獨立の生活をしてゐたものを指してゐるやうであるが、これも僮僕の類を意味する支那人の用語をとつたものであつて、國語ではやはりヤツコと呼ばれてゐたことを參考するがよい。だから、ヤツコを現時の普通の用語例による奴隷と見るのは、大なる誤である。彼等は其の素性からいつても異民族の類では無く、ただ普通の農民などが貧困もしくは其の他の事情で奴婢の境遇に墮ちたものに過ぎないのである。

さて、朝廷を圍繞する貴族は、主として支那の文物を受入れることによつて一般民衆とは遙かに懸隔した生活をしてゐたのであり、其の間から漸次特殊の貴族文化が釀成せられて來るのであるが、其の經濟的基礎は、いふまでも無く、其の部民から徴求する租税と勞力とである。ところが、貴族の部民を直接に管治し徴税の任に當るものは、それに從屬してゐる地方的豪族であつたから、これらの豪族と貴族との關係は密接であり、從つて地方と中央との間には系統だつた聯絡がついてゐた。（中央と地方との間に作られてゐた此の聯絡網は、貴族が地方に部民を有することの多くなるに從つて擴げられもし複雜にもなつて來たので、大化の改新は政權の統一によつてそれを整理したのではあるが、唐風の中央集權制によつて始めてそれが形づくられたのでは無い。）國造縣主などの地方的豪族も亦た部下の民衆の租税によつて富裕な生活をしてゐたに違ひなく、貴族の文化は幾らかづゝ彼等の間にも及んでいつたはずであるが、中央の貴族に隷屬する豪族は、彼等の特殊の地位から、貴族の文化に接觸する機會が多く、從つて彼等の生活

の程度も益〻高められ、さうしてそれは又たやがて部下の農民の負擔を一層重くすることになつたであらう。民衆の側からいふと、彼等は其の村落の首長たる豪族に租稅を輸し、それが間接に領主たる中央の貴族の收入となつたのであらうが、徵發せられて遠く大和に赴き、領主のために驅使せられることも多かつたに違ひなく、多分、種々の點で二重の負擔を課せられたであらう。さうして、孝德紀大化二年の詔勅に見えるやうな地方民の旅行の困苦は、之に關してもまた生じたことであらう。此の點からいふと、貴族と豪族とは共に民衆の抑壓者として同じやうな地位に立つものであつた。民衆は農奴のやうなものでも無く、勿論、奴隸では無く、純然たる自由民ではあつたが、其の生活は可なり貴族や豪族によつて抑壓せられてゐたのであらう。奴婢の境界に墮する農民も之がために多くなつて來たのではあるまいか。推古朝のころから益〻顯著となつて來た貴族の文化は、かゝる民衆にかゝる抑壓を加へることによつて購ひ得られたものである。さうしてそれは大化の改新によつてさして改められるところが無く、後になるほど益〻甚しくなつてゆくのである。

これだけのことを頭に入れて置いて、次に上代の文學が如何なる階級の所產であるかを考へて見よう。

三　上代文學は如何なる階級の所產か

上代文學に於いて先づ考へねばならぬものは、所謂神代史と、それに接續して舊辭に記されてゐたはずの大和奠都から後の種々の物語とである。神代史はいふまでも無く、其の他の物語とても、歷史的事件の記載では無い。中には後世の歷史的事件と關係のあるものが幾らかはあるが、それはさういふ事件が物語の素材として用ゐられてゐるまでのことである。だから、此の意味に於いて、これらの物語は一種の文學的作品である。神代史は大八島國とそれに君

臨せらるる皇室との起源を語つてゐる長篇の物語であつて、一貫した精神と一定の結構とを具へ、それを組成する一一の説話は、全體としての物語と有機的關係を有つてゐる。もつとも、長い年月の間に幾度かの潤色修補を經たため、後出のものには、全體の結構から遊離した説話が含まれてゐ、時代を異にする種々の思想が混和せられてもゐて、本來の精神とは齟齬することさへも其の間に存在するやうになつた。古事記に見えるものも其の一つであるが、それにしても、さういふ夾雜分子を除いて見れば、神代史の精神と其の結構とは明かに看取せられる。のみならず、記紀の本文研究によつて、それが始めて作られてから今見るやうな形を具へるやうになつて來た發展の徑路も、ほゞ推測することができる。だから、これは初から特殊の意圖を以て述作せられたものであるが、其の述作が朝廷で行はれたものであることは、疑が無い。物語の人物は皇室の御祖先とそれに從屬する少數の貴族、即ち伴造の家、の祖先とであつて、其の他には被征服者もしくは服從者としての地方的豪族の祖先が挿話の上に現はれるのみであり、さうして、すべての説話が統治者征服者の地位に立つて被統治者被征服者に臨む態度で語られ、全體の結構が權力の所有者がみづから其の權力の由來を説くやうにしぐまれてゐるでは無いか。一般民衆は全く物語の人物として現はれず、たゞ貴族と豪族とが活動してゐるのみであることをも考へねばならぬが、これは政治的には統治の客體が民衆では無くして其の地方的首長たる豪族であつたことを示すものである。さうして此のことは、大和征服及びそれから後の幾つもの政治的經營の説話に於いても亦た同樣であつて、それらは何れも神代史と同じ態度で語られてゐ、同じ地位の人々のはたらいた物語であるのみならず、其の内容に於いても、神代史を繼承しそれと不可分の關係を有するものであることを思ふと、これらはすべて神代史と同じ作者の手になつたものと見なければならぬ。

しかし、世には、神代史が民間に存在した語部といふものによつて古くから語りつがれて來たものであるといふや

うな見解があるらしいから、それについて一言して置くことも無益ではあるまい。かういふ見解が何を根據として立てられたものであるか、余にはわかりかねるが、余の考では、上にも述べた如く、すべて部と稱せられたものは國語ではトモ（伴）といはれ、一定の職掌を有する朝廷の官司であつて、所謂伴造が其の首長であつたのであるから、語部もまた同樣であり、語造（後の語連また天語連）が其の伴造であつた。其の職掌は朝廷に於いて行はれる饗宴の際に一種の語りものを演奏することであつたらしいので、古事記の雄略天皇の卷に載せてある天語歌が其の語りものゝ遺品であり、同じ書の神代の卷にヤチホコの神、ヌナカハ姫、及びスセリ姫の歌として記されてゐるものも、亦たそれである。昔物語として語られたものゝやうであるから、其の中には神代史の挿話を素材とし、又は其の人物に假託して、作られたものもあつたに違ひなく、現にヤチホコの神などの物語がそれであるが、勿論、そればかりでは無く、天語歌のうちには、「まきむくのひしろの宮は」と語り出してあるものゝ如く、當時、景行朝のこととして知られてゐたはずの說話によつたと見なければならぬものもある。ヤチホコの神の如く、かういふ語部の語りものが後になつて却つて神代史に編み込まれたこともあるが、神代史そのものが語部の語りものから出たのでは無い。語部の語りものは、ほゞ長歌に似た律語を以てつゞられた一定の詞章を具へてゐたので、天語歌といはれたのも其の故であり、又た其の一首每に語りごとであることを示す「ことのかたりごとも、こをば」といふ詞がついてゐるし、其の物語も極めて簡單なきれぎれのものである。神代史は散文で書かれてゐて、一定の詞章を具へた語りものから出たらしい樣子はどこにも無く、きれぎれの語りものをつなぎ合はせてまとまつた結構を有する長篇の物語としたやうな形迹も見えない。要するに、語部は民間にあつたものでは無く、朝廷の官司たる部であり、さうして其の語部とても、神代史のやうなものを古くから語り傳へたのでは無い。神代史が民間傳承として存在したものでは無いことは、上に述べ

た其の本質から見ても明瞭である。

世には又た、神代史を宗教的意義に於いての神の物語とし、さういふ神の物語を巫覡などの口から出て民衆の間に古くからいひ傳へられて來たものとする見解もあるらしいが、神代史に於いて語られてゐるのであり、さういふ人物は殆んど皆な宗教的意義での神では無くして、皇祖及び政治的地位を有する諸家の祖先として語られてゐるのであり、さういふ人物の活動が神代史の物語を形成してゐるのである。神代といふ特殊の時代の物語として作られてはゐるが、物語としては所謂人代のと何等の差異が無く、そこにはたらいてゐる人物とても亦た同樣であつて、例へばホノニヽギのミコトやホヽデミのミコトは、トヨミケヌのミコトやヌナカハミヽのミコトと何の違ひも無く、スサノヲのミコトはニギハヤビのミコトやヤマトタケルのミコトと全く性質を同じうするものであり、同じくミコトといはれてゐて、其の稱呼の上にも何等の區別が無い。一が神代の物語の、他が神武朝や景行朝の說話の、人物となつてゐることは、人物としての性質の差異を示すものでは無い。宗教的意義での神の名も神代史に多く作られてゐるが、さういふ神の多くは明かに人格を與へられてゐず、從つて又たそれには殆ど物語が無い。オホゲツヒメの神が其の肢體から種々の食物を取り出したとか、アメノマヒトツの神が皇孫を導いたとかいふ二三の例はあるが、それは概して後から加へられた話であり、又た神代史の全體の組立てから遊離してゐるものである。神代といふ名が作られ、物語の人物、それはもと某のミコトと稱せられたはずのもの、が往々某の神とも書かれるやうになつたために、(注五)又た後世になつてかういふ人物の名が所々の神社の祭神にあてはめられ、或は家によつては其の祖先を神として祭る習慣が生じたために、或は又た近ごろになつて神話といふ語が不用意に神代史の物語に適用せられたために、本來、宗教的意義の無い說話をさういふ意義のものと考へようとする傾向が生じ、そこから上記のやうな見解が出たのであらうが、それも亦た、余から見れば、

神代史そのもの丶本質を正當に理會したものでは無い。

もつとも、神代史の材料としては古くから存在したはずの民間説話を取入れてもあるので、八またをろち、コノハナサクヤ姫、わだつみの宮などの話がそれであり、此の三つの話はそれ〴〵スサノヲのミコト、又はホノニヽギ、ホホデミのミコトの物語として適用せられてゐるが、一々の説話そのものは、本來、神代史上のこれらのミコトたちとは全く別のものであり、從つて、説話の意味も、これらのミコトたちの神代史上の地位や性質とも、神代史の全體の精神とも、關係のあるものでは無い。又たそれらは各〻きれ〴〵の挿話であつて、たゞ系譜によつて他の物語と聯絡がついてゐるのみであり、特に上記の例の後の二つは、ずつと後で挿入せられたもの丶やうである。かういふ説話の挿入せられたのは、神代史の改修の過程に於いて或る意味を有することには違ひないが、説話そのものは神代史から離して取扱はるべきものであり、さういふものが含まれてゐることは神代史が朝廷で述作せられたものであることの妨にはならぬ。大和征服以後の物語にも同じ例はあるので、三輪山の蛇神の話などがそれであるが、それが朝廷で述作せられた崇神朝の政治的經營の説話に利用せられてゐることを考へるがよい。

なほ、神代史が口誦によつて傳承せられたもので無い事は、其の述作の時期からも推測せられねばならぬ。神代史は其の精神のあるところから見ると、我々の民族が皇室によつて一つの國家として統一せられた後、可なりの年月を經て、其の權力的統制が相當に鞏固になつてから、いひかへると皇室の權力がかたまつてから、で無くては作り得られないはずのものであり、さうして國家統一の過程に於いて最後に行はれたとしなければならぬ熊襲の服從は、五世紀のことゝ考へられる。又た神代史は歴史的事實としての國家統一の過程を少しも語つてゐないが、それは神代史述作の時代に其のことが忘れられてゐたからと考へねばなるまい。これらの點から考へると、神代史の最初の述作は六

世紀に入つてからであらうと思はれるが、其のころには、もはや、朝廷及び貴族の間に於いては支那の文字が用ゐられ、それによつて國語を寫すことが行はれてゐたのである。だから、神代史は初から文字に記されてゐたものに違ひなく、それが即ち所謂舊辭の重要なる部分となつてゐたものなのである。物語ではあるが、語りもしくは歌はるべき敍事詩の類で無いことは、一層明かであつて、それは何等律語の形態を具へてゐないことによつても知り得られよう。

神代史の性質と其の述作の事情とは、ほゞこれで知られたはずである。かういふものゝ述作せられた前から、皇室の御祖先に關する何等かの説話が存在したかも知れず、さうしてそれは、世に傳へられてゐたでもあらう。皇祖と太陽神との結合の如きは、或はさういふところに遠い由來があるかとも臆測せられる。しかし、今見る如き神代史は決して民間から出たものでは無い。後に加へられた種々の潤色とても、朝廷みづからかもしくは貴族豪族かによつて行はれたものであることは、如何なる説話が後に加へられたか、又た種々の異本に於いて如何なる點が違つてゐるかを考へれば、おのづから知られる。それらはすべて朝廷の權威か貴族豪族の地位かに關することについてであるからである。さうして此の點に於いては、大化以後に行はれたと思はれる改修とても亦た同樣であるが、これは大化の改新によつて、事實上、貴族豪族等の政治的また社會的地位に變動が生じなかつたことの一證でもあらう。

神代史及び其の他の物語がかういふものであるとすれば、それは社會的意義に於いては、貴族の文學であるといはねばならぬ。それを讀み得るものも支那の文字を解する少數の知識社會に限られてゐたはずであるが、當時の狀態に於いては、知識社會は即ち貴族階級及び其の從屬者であり、地方的豪族が幾らかそれに參加するに過ぎなかつた。然らば舊辭によつて傳へられた歌謠はどうかといふと、それはいづれも物語の中の或る人物の作つたことになつてゐるが、それには物語の作者によつて作られたのと、既に世に知られてゐた歌謠を採つて物語の人物にあてはめたのとの

二種があり、後者にはまた知識階級の作者の作と民謠との二類がある。數に於いては前者は少く後者が多いから、舊辭の歌謠の大部分は、それが編込まれてゐる物語とは、本來、無關係のものであり、それから離して考ふべきものである(注六)。さうしてこれは、舊辭の無くなつた時代の部分に於いての書紀の歌謠についても、同樣にいひ得べきことである。特に民謠が採られてゐるのは、民間說話が用ゐてあるのと同じであることを注意しなければならず、民謠が含まれてゐるといふことは其の物語が民間傳承として存在したことを示すものでは無い。例へば大和征服の物語に見える「宇陀の高城に鴫わなはる」といふ歌は民謠らしいが、それがために大和征服の物語が民間傳承であるといふことはできぬ。もつとも、民謠は數に於いて甚だ少く、多數は知識階級に於いて作られたもの丶やうである。短歌及び旋頭歌の形を有するもの丶多いこと、長歌とても、一句の音數こそ五と七とに定まつてはゐず、四と六と又は五と六と丶いふやうなものも多くまじつてはゐるが、音數の少い句と多い句との二句を一くさりとして、それを章節も無く段落も無く長くつゞけてゆくといふ點に於いて、萬葉に見える長歌の形に近いものがあり、結末に七音の二句をつゞけたものさへもあることから、かう考へられる。一句の音數や一首の句數の規定は、歌ふために必要なものでは無く、讀む場合に始めて意義のあるものであるから、それが定められたのは、歌が歌ふものとしてで無く讀むものとして作られるやうになつたからであらうと思はれ、さうして讀むものとしての歌は、文字を用ゐる知識社會の文學と見るのが妥當だからである。勿論、かうして定められた歌の形も、其の本づくところは民謠にあるので、短歌の終結に七音の句が重ねられたり、旋頭歌が所謂片歌を反復したやうな形になつてゐたりするのも、民謠に於いて歌の結句がくりかへされたり唱和が行はれたりしたことに起源があらうといふことは、余が舊著「貴族文學の時代」に於いて說いて置いたところであるが、最初に五音乃至三音四音の短い句が置かれるのも、やはり民謠に於ける歌ひ出しの方式に一つの

由來があるのでは無いかと思はれる。しかし、民謠にあつてはこれらは歌ふ場合の歌ふ方式であつて、詞章の定形では無かつたので、民謠の詞章としては、かういふ定形を具へることが要求せられなかつたはずである。五七といふやうなことばのつゞけかた、卽ち詞章の定形も、歌ふものとしては必要の無いことであつて、實際歌はれたものには歌ふ場合の句節が五音の句できれてゐる明證のあるものがあり、[注七]意味の上の句ぎりもさうなつてゐるところが少なくないから、民謠も一般にさうであつたらう。勿論、さういふ規定が作られたのは、國語の性質上さうしてもよかつたからであり、從つてことばの意味が其の定形どほりにつゞいてゐる場合が多いのであるが、さうばかりで無いことはいふまでも無く、特に短歌に於いては七五や七七のつゞきになつてゐるものが記紀に見えるものにも少なくない。短歌の形が讀むものとして定められたものであるとすれば、讀む場合に本三句末二句に分れるのは自然の傾向であらうから、かういふものゝ作られるのも當然であり、從つて又た意味の上のつゞきは五七になつてゐても、讀む場合の句切りは必しもそれによらないやうになつたであらう。又た讀むものとしての歌の形が定められた後は、民謠とてもさういふ歌を取り又は其の形にあてはめて詞章の作られることもあつたであらうが、歌ふ場合には其の形には拘泥しなかつたに違ひない。知識社會に於いても、歌ひものとしては民謠を採ることもあり、民謠の形によつて新に詞章を作ることもあつたらうが、短歌や旋頭歌などの定形ある歌も亦たそれに用ゐられたはずであつて、そのことは舊辭に記されてゐた種々の歌曲、卽ち宮廷の歌ひもの、の詞章によつて推知せられる。なほ舊辭の歌謠の全體から見ると、冠詞といふものもほゞ定まりかけてゐるやうであるが、これも民謠には無かつたことであらう。冠詞の由來を考へれば、民謠に於いて既に存在したものもあり、特に同じ音を重ねるものゝ如きは、民謠に於ける歌ふ場合の或る方式に一つの起源があらうと思はれるが、一定の詞に一定の冠詞がつけられるといふことは、歌の形が定められたに伴つて生じ

たものであらう。要するに、舊辭の物語に用ゐられてゐる歌謠は、民謠を取つた少數のものを除けば、何れも貴族社會の文學として取扱はるべきものである。古事記の清寧天皇の卷、または武烈紀に見える歌がきの歌の如きも、決して實際、歌がきで歌はれたやうなものでは無い。

次に考ふべきは萬葉の歌である。萬葉に於いて作者の知られてゐるものを見ると、卷二十の防人の歌と極めて少數の例外とを除けば、何れも貴族もしくは官吏、卽ち知識階級に屬するもの、の作である。卷十六の筑前國志賀白水郎歌十首は「或云」として記してある說の如く山上憶良の作とすべきであらうが、それから類推すると、社會的地位の低いものに假託せられてゐる歌にも專門歌人の作があらう。貧窮問答歌といふやうなものがやはり憶良によつて作られてゐることからも、それは證せられるので、支那の詩人の詩を知つてゐる歌人としては、かういふものを作るのは當然のことである。卷一の「藤原宮之役民作歌」が決して民の作でないことは、支那の祥瑞說が用ゐてあること、又た全體の精神に儒教的王者觀があることからも知られるが、卷十六の鹿と蟹とを詠んだ「乞食者詠」の二首も、「韓國の虎とふ神」とか歌びと笛ふき琴ひきとかいふことがいつてあるのを見ると、決して眞の無智なる乞食者の作では無く、乞食者の語りものに擬して歌人の作つたものであらう。（此の二首は、語り得られるでもあらうが、歌ひ得られるもので無いことは、其の修辭の上からも推測せられる。これは謠ひものでは無い。）作者の記して無いものとても亦た同樣であるべきことは、歌そのものによつておのづから推知せられるはずであるが、此の種の歌を蒐めてある卷七に多くの貴族の作があり卷十に七夕の歌があることなどは、明かにそれを證する。貴族官人なり支那文學の知識を有つてゐるものなりで無くては、かういふ歌は作られないはずだからである。農夫漁人などの平民の作らしいものは、殆ど見あたらぬ。卷十にある「ふたつかねの聞こゆる田ゐにいほりしてわれたびたりと妹につげこそ」の如きは、農夫

の作らしく見えるやうではあるが、其の實さうではあるまい。卷八に見える坂上大娘と大伴家持との贈答に「吾が蒔ける早稻田の穗だち造りたるかつらぞ見つゝ偲ばせわかせ」、「わきも子が業と造れる秋の田のわさ穗のかつら見れどあかぬかも」といふのがあるでは無いか。「さを鹿のつまよぶ山の岡邊なるわさ田は刈らじ霜はふるとも」に至つては、農夫の情が毫も現はれてゐず、卷七の「ゆだねまくあらきの小田を求めむと足結ひ出てぬれぬ此の河の瀨に」なども、農民生活に切實なものでは無いから、やはり歌人の作とすべきである。卷八の草香山歌に「依作者微、不顯名字」といふことがあつて、そこに編者の貴族的態度が現はれてゐるが、作者の名の記されてゐないものが皆な此の類であるとは、勿論、想像せられない。たゞ作者の記して無い旋頭歌には、例へば卷七にある「住の江の小田を刈らす子奴かも無き、奴あれど妹がみためと秋の田からす」(注八)、「春日すら田に立ちつかる君はかなしも、若草のつまなき君が田にたちつかる」、又は卷十一の「新室の壁草かりにいまし給はね、草のごとよりあふをとめは君がまに／＼」、「息(注九)の緒と我が會ふ妹は早も死ねやも、生けりとも我によるべしと人のいはなくに」、「山代の久世の若子が欲しといふわを、あふさわにわを欲しといふ山代の久世」、などに於いて最も強く感ぜられる如く、民謠的氣分の濃厚なるものがあるので、それが果して貴族や官人の作であるかどうかは問題でもあらう。卷十六の能登國歌の一つに旋頭歌の形を有するものがあるが、それは、ワシといふハヤシのついてゐることから考へると、民謠として歌はれたものらしいことも參考せられる。

次に考ふべきは卷十四の東歌であつて、其のうちには、東國の地名があるために東歌とせられたけれども作者は京人としなければならぬもの、又た東歌としての特徵の全く無いものも加はつてはゐるが、東國の方言が用ゐられてゐることだけから見ても、あづま人の歌であることの明かなものが多いことは、いふまでも無からう。が、ことばにこ

そ方言があれ、歌の情趣にも其の修辭法にも、集中の他の卷々のと區別せらるべき特色は無い。たゞ「信濃路は今のはりみち刈りばねに足ふましむな履はけ我がせ」、「をくさをとをぐさすけをと潮舟の並べて見ればをぐさ勝ちめり」などの如き、民謠風のものはあり、「稻つけばかゞるあが手を今よひもか殿のわく兒がとりて歎かむ」なども、其の例に加ふべきであらう。そこで、斯ういふ東歌の作者が何人であるかが問題である。之についての余の見解を約言すると、上に述べた如く、短歌や旋頭歌の形が定められた後は、民謠とても其の形によつて作られる場合が生じたであらうから、さういふものが、民謠としてでは無く、短歌や旋頭歌として、歌集の編者に採られたと見なすことができる。又た地方人の間にさういふ歌を作るものが現はれたといふことも、既に說いたやうな、久しい前からの朝廷もしくは貴族と地方との關係を考へ、地方的豪族が貴族の文化を或る程度に受入れてゐたことを考へれば、さして怪しむに足らぬことであらう。東歌の作者も多くはかゝる階級に屬するものであつたらしく、それは農民自身の勞働生活が背景になつてゐるものゝ少いことからも推測せられる。相聞の歌の如きも、或る人の或る場合の實感をみづから歌つたものであるには限らず、寧ろ少數の歌人の作と見なすべきことは、卷七や卷十乃至卷十二の歌と同じであらう。上に擧げた民謠風の情趣のあるものが、もし實際民謠として歌はれたものであるとしても、それはかういふ作者の手になつたものとして解せられる。（東歌に限らず一體に萬葉の歌のうちには、其の情趣に於いて民謠とも見なし得られるものが少なくないが、それは或る歌人の作に現はれてゐる感情が十分に個性化せられてゐないからであり、さうして同じ事情は或る歌人の作が民謠として行はれ得ることを示すものでもある。）東歌の中には防人の作としてあるものもあるが、卷二十の防人の歌の多くは特殊の事情によつて作られたものであり、彼等のすべてが常にかゝる歌を作つたのではあるまい。余は斯う考へて、萬葉の歌を貴族階級の意

階級に屬するものゝ作であるとすることには何の支障もあるはずが無いと思ふ。其の歌が文字に記して人にも示し世にも傳へられたものであることはいふまでも無く、長歌の如きは初から文字によつて製作せられたものであらう。なほ宗教文學としての祝詞が朝廷の儀禮に用ゐられたものであることは、明かである。かういふものを儀禮に用ゐることは、民間の巫祝の習慣に一つの由來はあらうが、朝廷のは朝廷で作られたものに違ひない。現存の詞章は大祓、祈年祭、大殿祭などのゝ如く比較的古く作られたものでも後世の修補が可なり加はつてゐるが、其のもとからの部分でも、神代史の物語が基礎になつてゐることを考ふべきである。

之を要するに、上代文學を社會的に見ると、すべてが貴族階級及びそれと同じでありもしくはそれに從屬してゐる知識階級の所產である。

四　上代文學の貴族性

貴族の文學が其の內容に於いても其の外形に於いても貴族的であることは、いふまでも無い。舊辭の物語も萬葉の歌謠も、文字に記して人に示され世に傳へられたものであつて、よし記憶と口誦とによる場合があるにしても、それは書かれたものをもとにしてのことであり、又た書き記して後に遺されたのである。さうして、文字を讀み得るものが主として貴族及びそれに從屬する特殊の知識社會に過ぎなかつたことは、上に述べたとほりである。神代史及び其の他の舊辭の物語が權力者を本位としたものであることも、亦た旣に說いた。萬葉に皇室を讚美した歌が少からず見えるのも、皇室に接邇してゐる貴族官僚の作だからである。これには支那風の儀禮と支那思想とに由來する點もあるが、さういふ知識も亦た貴族官僚のみの有つてゐたものである。神代史及び其の他の物語には有力なる貴族の家々の

祖先の話があり、それを皇室に關係させて說いてあるが、これも亦た家々の地位が世襲的であつたからであつて、それは貴族に於いて始めて意味のあることである。萬葉卷十七及び卷二十に見える大伴家持の「賀陸奧國出金詔書歌」や「喩族歌」に現はれてゐる家の名を尙ぶ思想も亦た同じであつて、かゝる思想のあつたのは、大化改新の後になつても昔からの貴族の家が貴族としての地位を保つてゐたからのことである。或は又た支那式文人の情趣を詠じた歌、宮廷の賜宴に於ける作などが萬葉の所々に散見するのも、知識階級貴族階級の思想と境遇とを示すものである。これらを上代文學の階級性といへばいはれるであらう。

しかし、貴族文學に於ける階級性を考へるに當つて重要なる點は、貴族の民衆に對する態度の如何であり、又たかかる文學にも幾らかの民間說話が取られてゐ、少數ながら民謠や地方人の作などが含まれてゐるとするならば、民衆の貴族に對する感情をそれによつて看取することができるかどうかといふことである。第一の問題について先づ考へねばならぬのは、神代史及び其の他の物語に於いてであるが、これは本來政治的意義のものであり、さうして思想上、統治の客體が民衆よりも寧ろ豪族とせられてゐるとすれば、それには民衆に對する貴族の態度は明かに現はれてゐないのが當然である。崇神朝の祭祀の話に「人民」が問題となつてゐるのは、知識として受入れられた支那思想のためであつて、後の潤色であらうし、仁德朝の儒教思想で作られた物語もまた同樣であつて、これは物語全體が新しくできたものに違ひない。多分、何れも大化以後の修補と見るべきであらう。支那思想の學ばれた歷史と大化改新の精神のあるところとから、さう推測せられる。祝詞に於いて祭祀が民衆のためとせられてゐるものゝあるのは、一つは君主の宗教的地位に伴ふ遠い昔からの因襲にも淵源があらうが、又た一つは支那思想にも由來がある。が、これらは必しも實際に於ける貴族の民衆に對する態度を示すものでは無い。それよりも寧ろ、神代史が政治的意義のものである

に拘はらず、さういふ意義に於いての民衆が全く考慮の外に置かれてゐることを、注意すべきである。これは神代史の作られた時代の實際狀態に於いて、民衆が政治的に何等の力を有つてゐなかつたためであるが、それはやがて彼等の社會的地位と彼等に對する治者階級貴族階級の態度との如何なるものであつたかを、暗示するものであらう。但し、物語の興趣を添へるまでのことであつたにせよ、民間說話や民謠を結びつけたり、「あし原のしけこき小屋に菅だたみいやさやしきてわが二人ねし」といふやうな歌の作者を天皇としたり、又は歌垣に皇子が立たれたやうな話を作つたりしてあるのを見ると、貴族階級に屬するものが彼等みづからを一般民衆とは遙かに懸隔した地位のもの、それとは本來違つたもの、とするやうな强い感情を有つてゐたかどうかは、疑問である。政治的には民衆を彼等の使役するもの、彼等のために租稅を納むべきもの、としてのみ觀てゐたではあらうが、社會的感情としては、寧ろ彼等と同じ人間と觀てゐたのではあるまいか。少くとも、民衆を自己に對立するものとして、もしくは抗敵するものとして、觀なかつたことはほゞ想像せられよう。對立し抗敵するだけの力を民衆が有つてゐなかつたからでもあらうが、もと〳〵悠久な古から歷史を共にして來た同一民族であり、民族的には征服者と被征服者といふやうな關係が無かつたからである。(國家統一の過程に於いて征服者と被征服者との關係を生じた場合のあるのは、統一者と地方的小國家の首長、卽ち豪族、との間に於いてのことである。民族的關係に於いてのことでは無く、又た民衆に關することでも無い。さうしてそれについてすらも、敵對的感情はいつのまにか消失してしまつたので、それは、統一者の權力が鞏固になつたからでもあるが、やはり民族の同一であることに根本的な理由があらう。)

此のことは、萬葉の歌に於いても同樣である。歌集の編者が、微賤なるが故に作者の名を記さないといふやうな態度を有つてゐながら、其の歌をば歌として取つてゐる場合があると共に、卷二十の防人の歌の如く、拙劣の歌は取ら

なかつたけれども、取つた歌にはすべて作者を記してゐることもあり、萬葉全體の上でも、數は少いけれども民間から出たものを採錄してあるのは、少くとも歌そのものに關する限りでは、彼等と一般民衆との間に區別をつけて考へなかつたからであらう。もつともこのことは、貴族官人相互の間に於いても、例へば人麻呂などの如く、官吏としての地位の低いものでも歌人としては尊尙せられたのと同じであるので、必しも民衆の階級に對してのことには限らぬが、それにしてもかういふ事實のあることに注意しなければならぬ。これは一般に知識技能の重んぜられたところに主なる理由があり、さうしてそれは、知識技能が主として外國から傳はつたものであることに關係があるので、異國人の尊重せられたのも此の故であるが、歌についてはさういふ意味ばかりでは無く、歌そのもの〻本質に根據があらう。貴族社會で成立した歌の形が民謠にも適用せられ、或は貴族社會に屬する歌人が民謠風の情趣のあるものを作つたといふのも、貴族と民衆とに人間としての共通の感情が流れてゐたこと、さうしてそれが何人にも意識せられてゐたことを示すものであつて、民謠が貴族の物語に結びつけられながら不調和な感を生じなかつたのも、亦た之がためである。萬葉に民謠が民謠として取られてゐないのは、民謠を除外したからでは無くして、歌集といふものが、本來、漢詩の集と同樣、知識社會の作品を撰錄するものだからである。勿論、貴族的歌人は民衆の生活を生活として、民衆自身の氣分から、それを歌つたことは無く、「秋田かる旅のいほりにしぐれふり我が袖ぬれぬ乾す人なしに」とか「秋田かるかりほのやどりにほふまで咲ける秋萩みれどあかぬかも」とかいふやうなのが農民に對する彼等の態度を示すものであり（以上卷十）、漁する海人の生活をも、美しい海上のながめとして、よそから見てゐたのみである。けれども、「繩ごろも着ればなつかし紀の國の妹せの山に麻まくわぎも」（卷七）が藤原卿の作であり、「あらたへの藤江の浦にすゝきつる海人とか見らむ旅ゆくわれを」（卷三）と人麻呂の詠んでゐるのを見ると、貴族も專門歌人も藏さくなす

すきつる海人を自分たちと同じ人間として、一種の親しみを有つて、見たゐたことは明かである。「しかの海人はめかり鹽やきいとまなみ髮梳の小櫛とりも見なくに」(卷三)にも、やはりそれは現はれてゐるので、農民や漁夫の作に擬した歌をよんだのも亦た之がためであらう。山上憶良が貧窮問答歌には支那の詩の影響があるらしいが、官命如何ともしがたく家を離れて遠く筑紫にゆかねばならなかつた東國の防人に對して一味の同情をよせたものは、必しも後の大伴家持には限らなかつたにちがひない。けれどもそれと共に、貴族等が民衆に對する自己の地位の優越を誇り、又た民衆の租稅と勞力とによつて彼等の生活を營み其の優越の地位を保持してゐたことは事實であり、それがためには民衆の困苦と窮乏とをも知らずがほして、或はそれを當然のことと考へて、ゐたのである。これは矛盾した話のやうであるが、人の思想も感情も決して單純なものでは無く、概念的に取扱ひ得べきものでは無いから、一方にかたづけられないのが寧ろ實際の狀態とすべきであらう。

次に民衆の貴族に對する感情であるが、幾らかの民間說話があり少數の地方民の作や民謠風の歌があつても、それらは概ね社會的意義を有たないものである。防人の歌には官命の嚴にしてそむきがたきことをのべ父母妻子に別るゝ悲痛の情を吐露したものが少なくないが、それは必しも貴族に對する反感の現はれでは無い。知識社會の歌人の作に於いて民情の詠じてある場合でも同樣であるので、かの貧窮問答の歌にも收稅吏の無情を訴へてあるのみである。鹿や蟹のために痛を述べたものと注記してある「乞食者詠」二首は、そこに「大君に我は仕へむ」とか「大君めす」とかいふ語のあるのを見ると、徭役に徵發せられる民衆の痛苦を假託したものとする說に一應の理由はあるが、必しもさう解すべきものとは限らず、假託とするにしても、もつと廣い意味で人生についての感懷を述べたものと考へることもできよう。すべてが滑稽的に取扱はれ全體が戲謔の言から成立つてゐることも、さう考へるにふさはしくはある

まいか。或はむしろ單純な戯謔と解しても支障は無いかも知れぬ。痛を述べたといふ注記は編者の解釋であらうから、それは必しも作者の眞意を傳へたものとは限らぬ。「大君」云々はたゞ鹿の殺され蟹の捕へられる由緣を語るまでの構想であつて、鹿や蟹の運命を敍するに當つて堂々として大君云々といひ出したところに、滑稽が存するのである。頻々たる徵發と驅使とに民衆が甚しき苦痛を感じたことは事實に違ひなく、從つて怨嗟の聲も生じたはずであり、齊明紀二年の條に土木工事に對する誹謗嘲笑の言の載せてあるのも、書紀編纂のころに於けるさういふことの反映であらう。(「藤原宮役時民作歌」が民の作で無いことは、此の點からも考へられる。) しかし此の「乞食者詠」をさういふものと見るには、十分の理由が無いやうである。が、よしさう見るにしても、それも亦た官府に對する反感の現はれである。官府と官府に地位を占めてゐる貴族とは、結びつけて考へられる傾向があつたにしても、それを同一視するのは妥當であるまい。民衆が直接に壓迫を感ずるのは、官府の權力の行使であつて、貴族の地位や其の生活にあるのでは無いからである。實際に於いても、もし一般の民衆の反感なり怨嗟なりがあつたとするならば、それは主として彼等に接觸し彼等を凌虐する郡司里長などの地位にあるものに對してであつたらうと推測せられる。從つて、民謠などにはさういふ感情の歌はれたものが幾らかはあつたかも知れないが、それもたゞ臆測にとゞまるのである。のみならず、一面の事情としては、民衆は貴族の地位と其の生活とに對して一種の尊尙の情を有つてゐたはずであり、官府の權力に對しても畏敬の念があつたことを、忘れてはならぬ。

五 結語

以上、說いて來たところによつて、上代文學の階級性と其の階級性の如何なるものであるかとは、ほゞ知られたて

あらう。が、それは今日好んで文學の階級性を口にする人々の期待にはかなはないものであるかも知れぬ。上代文學は貴族階級の所産ではあるが、それは、當時の文化が貴族階級に於いて特殊の發達をしてゐたからである。文化が貴族階級のものであるそのことが、卽ち文化の、從つて又た文學の、階級性を示すものではあるが、文學が階級意識によつて形成せられたのでは無く、それに階級意識が現はれてゐるのでも無い。貴族階級の文學がすべてに於いて貴族的であることはいふまでも無いが、それは貴族ならぬ階級に對する階級意識の所産であることを意味するものでは無いのである。これは貴族の文學についていつたのであるが、別に民衆の文學があつて貴族に對する民衆の階級的反感がそれに現はれてゐたけれども、さういふものは貴族階級に排除せられて文字に記されなかつたため、今日に傳はらないのだ、といふ臆測が試みられるかも知れず、實際、上にも述べた如く豪族などに對する反感を歌つた民謠の類の幾らかはあつたことを想像すべき理由も無いでは無い。が、よしさういふ想像をするにしても、それが我々の考慮を要するほどに多かつたかどうかは問題であつて、之については、階級の存在と階級意識の成立とは同じで無いといふことをも、注意しなければならぬ。階級の存在したといふことが、現代に於ける如き階級的關係の存在を意味し、現代人の意識するやうな階級意識の存在を意味するとするならば、それは大なる誤であらう。のみならず、當時の民衆の生活を支配してゐた社會的集團は、階級的に組成せられてゐたのでは無くして、土地の上に立てられた村落であり、宗教的信仰もまたそれに結びつけられてゐたので、彼等の首長たる豪族は概ね村落の神社の祭主であつたやうであるから、此の意味に於いては、豪族は彼等の集團の中心をなすものでもあつた。彼等に對立するものでは無かつたのである。それに反し、異なれる村落的集團に對してはおのづから一種の抗敵心を抱いてゐたのであらうが、それのみならず、異鄕及び異鄕人に對する遠い昔からの遺風としての宗教的驚怖心さへ、全く無くなつてはゐなかつた。貴族に

微發せられ驅使せられて大和に往復する民衆の途上の困苦が、さういふところに一つの由來を有することは、上にも述べた大化二年の詔勅によつても知られるので、民衆の間には、同じく彼等の階級に屬するものとしての異郷人に對する同情心すら、十分に發達してゐなかつたのである。かういふ狀態の下に於いて、民衆の貴族に對する階級的感情から生まれた何等かの文學があつたらうと推測することは、妥當ではあるまい。さうして民衆の集團生活の特異なる一表現であり、文學にも緣の深い歌垣の如きものに、階級的意義のあつたらしい形迹の無いことをも、注意しなければならぬ。

それから、民衆には民衆の文學があつたのを、貴族階級が記錄を作り歌集を編纂するに當つて故らにそれを排除したといふ考に至つては、何の根據も無いものであつて、貧窮問答の歌の如き作が萬葉に採錄せられてゐ、書紀にも時政を誹謗したものとして解釋せられてゐる童謠を載せてあり、又た貴族官吏の不法行爲とそれから生ずる民衆の困窮とが續紀に見える種々の詔勅にも現はれてゐることを思ふと、當時の貴族にさういふ態度があつたと考へることは、寧ろ不當であらう。同じ貴族階級のものでありながら、權力者としては民衆を凌虐しつゝ、爲政者としては民衆の疾苦を救濟することが考へられてゐたので、それには彼等が知識として有つてゐた儒教的政治思想に由來するところもあり、さうして歌謠によつて民情を察することは儒家の教へるところでもあつた。儒教的政治思想が實現せられたといふのでは無く、概していふと、それは單なる知識として存在し文字の上に書きあらはされたに過ぎないものではあるが、文字に書き現はすことが今の問題についてては重要なる意義を有するのである。全く違つた方面に現はれたものながら上にも一言した「藤原宮役時民作歌」が擬作せられたのも、はやり儒教思想から出たことであつて、歌の意味は、庶民が喜んで君主のかゝる經營に奉仕するといふのであり、仁德紀の物語にも用ゐられてゐることである。

或は又た、一般に文學といふものゝ起源を階級の對立する社會狀態に求めようとする考があるかも知れぬが、よしさういふ考が是認せられるにしても、それは現に存在する上代文學を解釋するには足らないものである。のみならず、さういふ考そのものが實は是認せられ難いものではあるまいか。我が國の上代に關して近ごろ世に流行してゐる見解には、二つの顯著なる傾向があるので、其の一つは何事をも宗教的呪術的に見ることであり、文學の如きも其の起源を巫覡の行ふ儀禮に歸するのであるが、他はすべてを階級的に解することである。宗教的呪術的起源を有する事物の少なくないことは事實であり、宗教的呪術的儀禮が文學の發生に與つて力のあつたことも承認せらるべきであらうが、すべてをそれで說明しようとし、文學についてもそれを唯一の起源と考へるのは、無理である。人間の生活は多方面であり人の心のはたらきも多樣であつて、一つのことにも種々の側面があり種々の由來があると考へる方が、妥當だからである。さうしてよし起源がそこにあるものであつても、歷史の進展と共にそれから離れ、或は他の力がそれに加はつて、新しい形態と新しい意義とを生じて來るところに、文化の發達があるのであるから、或る事物の起源をどう考へるにしても、それは其の事物の發達した後の性質なり意義なりを說明することにはならない。今日に傳はつてゐる我々の民族の上代文學についていふと、事實、巫祝もしくは彼等の行ふ儀禮と交渉のあるやうなものは、神代史に含まれてゐる二三の挿話と祝詞との外には殆ど無く、全體としての神代史の精神も、宗教的であるよりは政治的であり、さうして歌謠に至つては殆ど宗教的呪術的意義のあるものは無い。假に巫祝の行ふ儀禮に文學の遠い由來があると考へるにせよ、事實として今傳はつてゐるやうな上代文學が發達して來たところに、重要なる意味があるので、我々の民族の生活と其の歷史的展開との特色がそこに見えるのである。だから、遺存する上代文學を巫祝に關係させて說明しようとするのは、恐らくは二重の錯誤を犯したものであらう。所謂上代文學は、さういふ文學の產み出され

た上代社會と共に、決して原始的のものでは無く、長い間の歴史によつて既に或る程度の發達を遂げたものであることをも、知らねばならぬ。上代文學を階級的に解することにも、亦た之と同じ錯誤があると余は考へる。文學が集團生活社會生活から生まれたものであると考へる限り、さうして如何なる社會にも階級の區別がおのづから發生すると考へる限り、文學の一つの起源が階級生活にあるといふことはできようが、階級生活が社會生活の全體では無いから、それを唯一の起源と視るのは無理である。さうして、文化の發達と共に、階級そのものゝ性質にも變化が生じ、社會生活は益〻複雜になり、更に進んでは個人意識が芽を出して來るので、さうなると階級生活が文學の全體を支配するもので無いことが愈〻明かになるはずである。さうしてかういふ點から觀る場合にも、日本の上代文學は決して原始的のものでは無いことを知らねばならぬ。

最後に一言する。上代の文學は貴族階級の文學であるといふのが、こゝに說いたことの根本であるが、此の貴族階級は政治上の權力階級であり、權力階級であるがために經濟的には富者の階級となり、社會的意義に於いては貴族階級を形成したのである。さて、此の貴族の間に特殊の文化が釀成せられて來たのであるが、それは、彼等が貴族であつて經濟的に優越な生活をなし得たからばかりでは無く、支那の文化を受入れるに便宜な地位にあつたことが重要な事情となつてゐる。當時の外國交通は民衆によつて行はれたのでは無く、官府の事業であつたために、官府、從つて又た權力階級に屬するもののみが、支那の文化を受入れ得たのであるが、貴族の文化の釀成せられるやうになつたのは、さういふ事情によつて支那の文化を學び又た其の刺戟をうけたからのことである。文學の形成せられたのも直接間接に支那の文學の知識に負ふところがあつたので、歌にあのやうな形ができたのも、神代史のやうな物語の作られたのも、それを離れて考へるわけにはゆくまい。貴族の生活が民衆のそれと異なつてゐたのは、主としてかゝる文化

的意義に於いてであつて、それはまたおのづから民衆をして貴族を尊敬せしめることにもなつた。自分等の有たない文化を有つてゐるものを尊敬するのは、自然の人情だからである。知識階級が貴族階級と同じであり、もしくは貴族階級の從屬者であつたことも、亦たこゝに由來するので、それは當時の最も重要なる知識は支那の文字によつて與へられるものであつたからである。だから、上代の文化、上代の文學を我々の民族生活なり社會組織なりから自然に發達したものとしてのみ見ることはできぬ。文學の社會性階級性を考へるに當つても、こゝに一つの用意がなくてはなるまい。さういふ貴族文化、從つて又た貴族文學、が權力階級であることによつて生じた貴族の經濟的地位を基礎として成立したものである事はいふまでも無いが、それのみですべてが解釋せられるはずは無い。さうして、さういふ地位が固まつて來たのは、卽ち貴族階級が成立したのは、長い間の複雜な歷史の結果であつて、支那文化をうけ入れたことも、亦た其の歷史の動きの一つとして考へられねばならぬ。我々の知識に入つて來る時代の上代の貴族階級は、社會的、經濟的、政治的、文化的に、相互に聯關のある種々の意義を有するものであつたことを注意すべきである。

注

一　此の章に述べるところは主として「上代史研究」第三編「上代の部の研究」、並に昭和五年十二月乃至六年八月發刊の史苑所載「大化改新の研究」に於いて論證を試みたことの要點であつて、こゝには一切の論證を省き、たゞそれによつて得た歸結の大略を簡易に敍述する主旨で筆をとる。從來普通に行はれてゐる說とは一致しないことが多いから、特にこれだけをいひ添へて置く。

二　臣の字は一種の尊稱であるオミ（オホミ）の語にはあてはまらないものであるが、此の字が用ゐられたのは、朝廷の重臣

もオミといはれてゐたからであらう。或は、オミと呼ばれてゐた蘇我氏の如き地方的首長が朝廷の重臣となつてゐたことから、誘はれたのでもあらうか。臣の字のあてられた語を首長と解することに疑を懷く讀者もあらうかと思つて、一言する。

三　國造伴造の「造」、または伴造の家々のカバネとしての「造」が、後世普通に訓まれてゐるやうに、ミヤツコの語を寫したものでは無く、本來、首長の義に用ゐられたものであつて、其の語は、カミかヌシか又はキミかであつたらうといふことは「日本書紀」にも一言して置いた。カミと考へたのは、齊明紀四年の條に柵の長官を柵造と書いてあり、さうして當時の長官はカミといはれたことからの推測であるが、常陸風土記に「石城評造」と書いてあるのが石城郡領を指したものであり「石城のコホリノカミ」と訓むべきものであることも、それを助けるであらう。次にヌシと考ふべき徵證は、縣主が縣造とも書かれてゐる場合のあることである。又たキミと考へたのは、正倉院文書の戶籍に君と造とが同じ家のカバネとして記してあるからのことであるが、雄略紀十五年の條に秦造酒を秦酒公とも書いてあり、公と造とが同じ語であるべきことが、此の推測を支持する。此の人の名は酒であつて、公はキミの語にあてられたものに違ひなく、さうして名の下につゞけてカバネをいふ例は書紀に多い。此の中のどれが實際の稱呼であつたかは問題であるが、雄略紀によると、少くとも伴造の家々のカバネとしての造はキミの語を寫したものであつたらしい。さすれば、其の總稱としての伴造のも、又た國造のも、やはり同樣に考へてよからう。柵造、評造、縣造は、造の字が首長の義に用ゐられてゐたためにカミやヌシをさう書いたとするか、又は首長であるがためにカミやヌシをキミともいつたことがあるためとするか、何れかに解釋し得られよう。こゝには假にキミとして置いた。これは從來全く考へられてゐなかつたことのやうであり、從つて奇怪に感ずる讀者もあらうと思ふから、特にこれだけのことを注記する。ミヤツコと訓まれるやうになつたのは、平安朝からのことであるらしく、其の事情については史苑昭和六年一月號所載「大化改新の研究」第二に詳說して置いた。

四　これは、魏志倭人傳に見える耶馬臺國を筑紫の一地方と解することによつて、當然導かれねばならぬ結論である。耶馬臺國を大和と見ようとする考もあるが、余の見るところでは、魏志の記載を甚しく曲解しない以上、さういふ考は生ずるはず

が無い。

五　このことについては「上代史研究」第三編第三章及び史苑昭和七年一月號に載せた拙稿「神とミコト」を參照せられたい。

六　このことは「上代史研究」第一編「應神朝以後の記紀の記載」の各章に說いて置いた。

七　歌ふ場合の句節が五音の句できれてゐる例證としては、神武紀の「神風の伊勢の海のおひ石に」の歌が「おひ石」の下に「ヤ」のハヤシがつけてあり、「いはひもとへるしたゞみの」できつて、そこで「したゞみの」のくりかへしと「アゴヨ、アゴヨ」といふハヤシとが入れてあること、又た古事記に倭建命の歌としてある「尾張にたゞに向へる尾津の崎なる一つ松」の歌が「一つ松」で句をきつて、そこで「アセヲ」といふハヤシを入れ、又た「一つ松」をくりかへしてゐることを、擧げ得る。記の應神の卷の「ほんだの日のみ子、大さゞき、大さゞき、」も「大さゞき」をくりかへしてゐる點に於いて之と同じであり、景行の卷の「なづきの、田のいながらに、いながらに、」と第二句中の五音だけをくりかへしてあるのも、やはり同じ理由からであらう。神武の卷の「かつ〳〵も、いやさきだてるえをしまかむ」とか應神の卷の「いざこども、ぬびるつみにひるつみに」（紀では「いざあぎ、ぬにひるつみにひるつみに」）とか、實際歌はれたのかどうかはわからぬが定形をなしてゐない歌に於いて、初の五音もしくは四音の句が獨立してゐて、次の六音もしくは七音の句につゞかず、六音七音の句が却つて其の次の六音または五音の句につゞいてゐるものもある。これらの例から考へても、五七、または五六、四六などの形が歌ふ場合に必要なもので無かつたこと、從つてまた民謠には存在しなかつたことが、知られるであらう。

八　此の歌の訓は諸說區々であるが、余はからよみたい。普通には前半と後半とが田を刈る男に對しての問答の意味に解せられてゐるやうであるが、余は一首全體を傍觀者のひやかしと見る。結句を「刈らす」とよんだのは此の故であるが、それは又た第二句のいひかたを其のまゝくりかへしたことになつて、其の點からも余の解釋に適合する。本に「私」とあるのは「秋」の誤寫とする說を取る。

九　「息緒」は本に「悪得」とあるが、此の文字のまゝでは、どう訓んでも無理が生ずるやうであるから、余は「息緒」の誤

寫とする說を取る。第四句と頭韻になつてゐるのみならず、意味に於いても對應する點がある。此の歌は「はやも死ねやも」
といつたところに民謠的情趣がある。

昭和七年八月十日印刷
昭和七年八月十五日發行

岩波講座 日本文學
第十五回配本

編輯兼發行印刷者 東京市神田區一ツ橋通 岩波茂雄
印刷所 東京市神田區錦町 精興社

大森製本

發行所 東京神田一ツ橋通 岩波書店